

## 第 1 0 4 号議案

足立区東綾瀬二・三丁目地区地区計画の区域内における建築物の  
制限に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 7 年 6 月 2 4 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区東綾瀬二・三丁目地区地区計画の区域内における建築物の  
制限に関する条例の一部を改正する条例

足立区東綾瀬二・三丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限  
に関する条例（平成 1 7 年足立区条例第 1 5 号）の一部を次のように改  
正する。

第 4 条第 3 項中「ものの住宅」の次に「又は老人ホーム、福祉ホーム  
その他これらに類するもの（以下この項において「老人ホーム等」とい  
う。）」を、「の床面積（」の前に「（次項に定める部分を除く。以下  
この項において同じ。）」を、「当該建築物の住宅」の次に「及び老人  
ホーム等」を加え、同条第 4 項中「面積には、」の次に「建築基準法施  
行令（昭和 2 5 年政令第 3 3 8 号）第 1 3 5 条の 1 6 に定める昇降機の  
昇降路の部分又は」を加え、「又は」を「若しくは」に改める。

第 6 条第 1 項各号列記以外の部分中「足立区細街路整備助成条例（昭  
和 6 0 年足立区条例第 3 8 号）」を「足立区細街路整備条例（平成 2 4  
年足立区条例第 6 1 号）」に改める。

第 8 条第 2 項第 1 号中「（昭和 2 5 年政令第 3 3 8 号）」を削る。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

建築基準法等の改正に伴い、規定を整備する必要があるので、この条

例案を提出いたします。